

改正農地法の概要

（農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法）

農地を最大限に有効利用

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化。
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化。

- 「地域との調和要件」(周辺の農地の農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと)を創設。
- 「下限面積要件」(権利取得後の面積が原則都府県50a(北海道2ha)以上)の特例措置を一定の基準に従い定められる主体を都道府県知事から農業委員会に変更。

- 農業生産法人以外の法人による農地の借入れを可能に。(業務執行役員のうち一人以上の者がその法人の農業に常時従事すること等の要件が必要)
- 事後において、催告、許可の取消し等の措置を創設。
- 農地の貸借期間の上限を20年から50年間に延長。

- 農業生産法人への加工業者等からの出資制限について、一定の者について緩和(4分の1以下→2分の1未満)。
- 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に。

- 市町村段階の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)が委任を受けて、所有者に代理して農地を貸し付ける仕組みの創設。

- 市町村の判断に基づく対策を改め、市街化区域の農地も含めた全ての遊休農地を対象を拡大。
- 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、催告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置。

農地法の目的等の見直し

農地の権利取得に係る許可要件の見直し

農地の貸借規制の見直し

農業生産法人要件の見直し

農地の面的集積の推進

遊休農地対策の強化

農用地区域内農地の確保

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者により利用される農地等は、農用地区域からの除外を認めない。

農地転用規制の厳格化

- 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- 違反転用に対する罰則を強化 (法人:300万円→1億円)

資料3

農地法等の一部を改正する法律（概要）

平成21年6月
農林水産省

I 趣旨

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進する。

〔なお、これらの農地制度の見直しと併せて、農地の相続税の納税猶予制度について、現行では自ら営農を行わない限り認められないものを一定の貸付けの場合にも適用する見直しが行われる。〕

II 法律の内容

1 農地法の改正

(1) 法律の目的の見直し

- ① 農地法第1条の目的規定について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化する。
- ② ①の見直しに併せ、農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定を新たに設ける。

(2) 農地転用規制の見直し

- ① 現行では国又は都道府県が病院、学校等の公共施設の設置の用に供するために行う農地転用については、許可不要とされているが、これを見直し、許可権者である都道府県知事等と協議を行う仕組みを設ける。
- ② 違反転用が行われた場合において、都道府県知事等による行政代執行制度を創設するとともに、違反転用に対する罰則を強化（罰金額の引き上げ）する。
- ③ 農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農地転用許可事務の適切な執行を求めることができることとする。

(3) 農地の権利移動規制の見直し

農地の権利移動の規制について、農地の権利を取得しようとする者が、

- ・ 農地のすべてを効率的に利用すること
- ・ 個人の場合は農作業に常時従事すること
- ・ 法人の場合は農業生産法人であること

という現行の許可要件を引き続き原則とした上で、次のように見直す。

- ① 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には農業委員会は許可しないとの要件を新たに設ける。農業委員会のチェックを通じて、地域における農業の取組を阻害するような権利取得を排除する。
- ② 農地の貸借について、次の要件のすべてを満たすときは、農作業に常時従事すること（個人の場合）及び農業生産法人であること（法人の場合）の要件を課さないことができることとする。
 - ・ 農地を適正に利用していない場合に貸借の解除をする旨の条件が契約に付されていること。
 - ・ 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。
 - ・ 法人にあっては、その業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められること
- ③ ②により許可を受けた者が上記の要件を満たさなくなった場合等には、農業委員会は、勧告、許可の取消し等の措置を講じるものとする。
- ④ 農業生産法人について、農業生産法人は地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限を次のように見直す。
 - ア 農業生産法人の構成員については、法人に農地を貸している者等は議決権制限を受けないのに対して、これらの者と実態的に違いのない法人へ農作業を委託している者には議決権制限が課されている。この差を解消するため、法人へ農作業を委託している者についても、議決権制限を受けない構成員とする。
 - イ 関連事業者の議決権を1事業者当たり1/10以下とする制限を廃止（ただし、最大で関連事業者の議決権の合計の上限（原則1/4）まで）するとともに、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携事業者等）が構成員である場合には、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の1/2未満までとする。
- ⑤ 農地の権利取得に当たっての下限面積（原則50a以上）について、地域の実情に応じ農業委員会の判断でこれを引き下げられるようにする。
- ⑥ 相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないものとする。

（4）遊休農地対策の強化

遊休農地対策については、遊休農地のうち地域の農業振興を図る観点から市町村が指定したものについて必要な措置を講ずるという現行の仕組みを、全ての遊休農地を対象とした仕組みに見直す（現行の農業経営基盤強化促進法に基づく仕組みを農地法に基づく仕組みとする）。その際、農業者等が遊休農地がある旨を申し出ることができる仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等を新たに設ける。

(5) その他

- ① 小作地の所有制限及び小作地を国が強制的に買収する措置を廃止する。
- ② 農地の賃貸借の存続期間について、民法により20年以内とされているところを50年以内とする。
- ③ 国が自作農創設のために強制的に未墾地を買収し、農家に開墾させる制度、標準小作料制度等を廃止する。
- ④ 「小作地」、「小作農」等の用語の見直しを行う。

2 農業経営基盤強化促進法の改正

(1) 農地利用集積円滑化事業の創設

農地を面的にまとめることにより効率的に利用できるようにするため、市町村、市町村公社、農業協同組合等が、農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業を創設する。(現行の農地保有合理化のための転貸事業等もこの事業として実施できることとする。)

なお、貸付け等の実施に当たっては、農用地利用集積計画(注)の仕組みを活用する。

(注) 農用地利用集積計画：市町村が、複数の農地の権利移動について一括して定める計画を作成・公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組み。なお、これにより設定・移転された賃借権等は、法定更新が適用されず、存続期間の満了により農地は確実に返還されることとなる。

(2) 農用地利用集積計画の策定の円滑化

複数の者により共有されている農地について、5年を超えない利用権の設定を内容とする農用地利用集積計画を策定する場合には、共有者全員の同意ではなく共有持分の2分の1を超える同意でよいこととする。

(3) 特定農業法人の範囲の拡大

関係者の合意に基づき、担い手がない地域における農地の引き受け手として位置づけられる特定農業法人の範囲について、農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業生産法人以外の法人にも拡大する。

(4) その他

農地法において農地の権利移動規制を見直すことに伴い、特定法人貸付事業を廃止する等所要の規定を整備する。

3 農業振興地域の整備に関する法律の改正

(1) 農用地面積の目標の達成に向けた仕組みの整備

都道府県知事が農業振興地域整備基本方針において定める農用地面積の目標の達成状況について、都道府県知事は農林水産大臣に報告し、農林水産大臣は、これを取りまとめ、公表するとともに、目標の達成状況が著しく不十分な都道府県知事に対し、農林水産大臣は必要な措置を講じるよう求めることができることとする。

(2) 農用地区域からの除外の厳格化

農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、同区域からの除外を行うことができないこととする。

4 農業協同組合法の改正

農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業協同組合（連合会を含む。）が、総会における特別議決等の手続きを経た上で、農地の農業上の利用の増進を図るため、自ら、農地の貸借により農業経営の事業を行うことを可能とする。

5 その他

この法律の施行後5年を目途として、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用許可事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

Ⅲ 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日

農地転用の推移

農地の転用面積の内訳

(単位：ha)

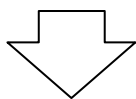
	総数	許可	届出	協議	その他
平成 9	26,250.9	13,879.9	5,423.4	-	6,947.6
10	24,206.4	13,245.5	4,740.2	-	6,220.7
11	22,410.8	11,872.6	4,425.0	-	6,113.2
12	21,657.7	11,384.6	4,706.6	-	5,566.6
13	19,720.3	10,324.6	4,207.3	-	5,188.4
14	18,183.1	9,419.0	4,073.8	-	4,690.4
15	17,966.4	9,338.6	4,286.7	-	4,341.2
16	17,634.2	9,451.6	4,352.6	-	3,830.0
17	16,954.1	9,058.4	4,485.6	-	3,410.2
18	16,922.7	8,867.8	4,544.9	-	3,509.9
19	16,140.5	8,711.7	4,310.4	-	3,118.4
20	15,820.0	7,452.6	3,768.6	-	4,598.7
21	13,668.8	6,002.0	3,035.0	-	4,631.8
22	12,261.9	5,760.9	3,151.3	1.8	3,347.9
23	11,280.8	5,284.4	3,246.8	0.4	2,749.3

出典：農地の移動と転用（農地の権利移動・借賃等調査(21年までは土地管理情報収集分析調査)）

農用地区域内農地面積の目標について

これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進や除外の抑制等の効果及び戸別所得補償制度の導入を始めとする各種施策による耕作放棄地の発生抑制・再生の効果を織り込んで、農用地区域内の農地面積の目標を設定

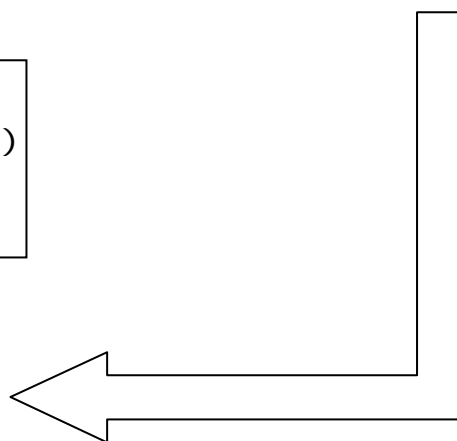
平成 21 年現在の農用地区域内の農地面積 4 0 7 万 ha



すう勢	平成 32 年までの農地の増減	施策効果	平成 32 年までの農地の増減
農用地区域からの農地の除外	1 2 万 ha	農用地区域への編入・除外抑制等	+ 1 1 万 ha
耕作放棄地の発生	1 6 万 ha	耕作放棄地の発生抑制	+ 1 5 万 ha
		荒廃した耕作放棄地の再生	+ 1 0 万 ha



これまでのすう勢が
今後も継続した場合の
平成32年時点の農用地
区域内の農地面積 3 7 9 万 ha (すう勢)



平成 3 2 年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標 4 1 5 万 ha

平成24年の農用地区域内の農地面積 (平成24年12月1日現在)

(単位：千ha)

	H24年 農地面積	(参考)		
		対前年 増減	除外等	編入等
北海道	1,111.4	1.5	▲ 0.5	2.0
青森	134.5	0.0	▲ 0.5	0.5
岩手	152.3	—	—	—
宮城	113.4	—	—	—
秋田	143.2	0.1	▲ 0.2	0.3
山形	122.0	0.0	▲ 0.1	0.1
福島	138.2	—	—	—
茨城	126.5	0.2	▲ 0.8	1.0
栃木	101.2	▲ 0.0	▲ 0.4	0.4
群馬	61.6	0.2	▲ 0.4	0.6
埼玉	64.1	0.1	▲ 0.2	0.3
千葉	96.7	▲ 0.0	▲ 0.4	0.4
東京	1.9	0.1	▲ 0.0	0.2
神奈川	10.5	0.0	▲ 0.1	0.1
山梨	23.3	▲ 0.5	▲ 0.7	0.3
長野	94.1	▲ 0.3	▲ 0.9	0.5
静岡	56.9	0.1	▲ 0.4	0.5
新潟	165.8	▲ 0.0	▲ 0.1	0.1
富山	55.8	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0
石川	38.7	▲ 0.1	▲ 0.3	0.2
福井	38.2	▲ 0.0	▲ 0.1	0.1
岐阜	44.4	▲ 0.0	▲ 0.2	0.1
愛知	58.9	▲ 0.8	▲ 1.2	0.3
三重	53.3	0.1	▲ 0.2	0.2

	H24年 農地面積	(参考)		
		対前年 増減	除外等	編入等
滋賀	50.7	0.0	▲ 0.1	0.1
京都	23.3	▲ 0.2	▲ 0.3	0.1
大阪	4.6	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0
兵庫	62.1	▲ 0.0	▲ 0.2	0.1
奈良	15.9	▲ 0.0	▲ 0.2	0.1
和歌山	30.5	▲ 0.4	▲ 0.5	0.1
鳥取	31.1	▲ 0.2	▲ 0.5	0.3
島根	38.0	▲ 0.3	▲ 0.4	0.2
岡山	56.2	▲ 1.1	▲ 1.5	0.3
広島	48.0	▲ 3.0	▲ 3.5	0.4
山口	40.2	▲ 0.8	▲ 1.0	0.3
徳島	28.7	▲ 1.6	▲ 1.6	0.1
香川	26.4	▲ 0.8	▲ 1.7	0.9
愛媛	44.5	0.2	▲ 0.3	0.4
高知	28.7	▲ 1.6	▲ 1.8	0.2
福岡	71.6	0.0	▲ 0.2	0.2
佐賀	55.7	1.8	▲ 0.6	2.5
長崎	43.6	▲ 0.2	▲ 0.9	0.7
熊本	92.6	▲ 0.2	▲ 0.4	0.3
大分	54.2	▲ 0.7	▲ 0.8	0.2
宮崎	62.4	0.9	▲ 0.3	1.2
鹿児島	103.0	0.2	▲ 0.5	0.8
沖縄	37.0	▲ 0.1	▲ 0.5	0.4
全国	4,056.1	—	—	—
被災3県除き	3,652.1	▲ 7.3	▲ 25.6	18.4

農林水産省農村振興局農村計画課調べ

※ 全国計の増減は、被災3県を除き算出している。

※ 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の9町村については、平成21年の農地面積からこれまでの農用地区域の除外・編入手続きを行った面積を踏まえ算出している。

※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

※ 平成22年の「基本指針」における平成32年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は415万ha。

平成24年度実施政策の評価書

(農林水産省24-⑥)

政策分野名 【施策名】	優良農地(注1)の確保と有効利用の促進				
政策の概要 【施策の概要】	農地面積の減少が続く、農業生産が行われない耕作放棄地や不作付地が年々増加しているとともに、担い手に対する農地のまとまった利用集積が進まない状況にある中、優良農地の確保と有効利用の促進を図る。 このため、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化、耕作放棄地対策の推進、地域を中心とする経営体への農地集積の推進のための施策を行う。				
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分	23年度	24年度	25年度	26年度 要求額
	当初予算(a)	34,292,077 <62,383,836> の内数	39,487,676 <34,775,056> の内数	40,099,148 <136,487,345> の内数	124,773,902 <181,169,671> の内数
	予算の 状況 (千円)	補正予算(b)	4,703,979 <5,188,202> の内数	▲28,649 <213,711,226> の内数	/
	繰越し等(c)	▲1,701,560 <43,458,943> の内数	1,704,345 <▲40,017,755> の内数		
	合計(a+b+c)	37,294,496 <111,030,981> の内数	41,163,372 <208,468,527> の内数		
執行額(千円)	22,908,105 <108,928,610> の内数	25,015,504 <48,122,331> の内数			
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画		平成22年3月30日	第3 2 (4)	
	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画		平成23年10月25日	Ⅲ 戦略1 (2) 農地集積の推進	
	土地改良長期計画(注2)		平成24年3月30日	第3 1 政策目標1 (1)、(4) 政策目標2 (2)	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

施策(1)	計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化							
目標①【達成すべき目標】	農用地区域(注3)内農地面積の確保							
測定指標	(ア) 農用地区域内農地面積の増加 (達成度合)	基準値	実績値(※)					目標値
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度
		/	【0.0万ha】 (—)	【-0.3万ha】 (—)	-0.9万ha (C:-225%)			8万ha増加 (累計)
年度ごとの目標値		/	0.4万ha増加	0.4万ha増加	0.4万ha増加	0.4万ha増加	0.4万ha増加	/
※24年度実績値は暫定値である。 22年度、23年度の【 】内は、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータが含まれていない。								
施策(2)	耕作放棄地対策の推進							
目標①【達成すべき目標】	農用地区域における荒廃した耕作放棄地の解消							
測定指標	(ア) 荒廃した耕作放棄地の解消面積 (達成度合)	基準値	実績値(※)					目標値
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度
		/	7.2千ha (A:120%)	8.8千ha (A:147%)	8.8千ha (A:147%)			10万ha (累計)
年度ごとの目標値		/	6千ha	6千ha	6千ha	6千ha	6千ha	/
※24年度実績値は暫定値である。								

施策(3)	地域の中心となる経営体への農地集積の推進							
目標①【達成すべき目標】	土地利用型農業(注4)について、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。							
測定指標	(ア) 農地利用集積円滑化事業(注5)による集積面積 (達成度合)	基準値	実績値(※)					目標値
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度
		0ha	【1.8万ha】 (-)	【3.2万ha】 (-)	(調査中)			年間5万ha
	年度ごとの目標値		1.5万ha	5万ha	5万ha	5万ha	5万ha	
	※24年7月には、調査中のため当該年度実績値の把握が困難なことから、達成度合の判定を行わなかった。 【】内は、被災県の一部のデータが含まれていない。							
(イ) 農業生産基盤整備(注6)地区における地域の中心となる経営体への農地集積率 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	
	-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	
				62% (B:87%)			80%以上	
年度ごとの目標値				71%	73%	75%		

測定指標に関する評価結果 【施策に関する評価結果】	測定指標の達成状況 【目標の達成状況】	<ul style="list-style-type: none"> ・施策(1)の①(ア)「農用地区域内農地面積の増加」については、「-0.9万ha:C(-225%)」となった。 ・施策(2)の①(ア)「荒廃した耕作放棄地の解消面積」については、「8.8千ha:A(147%)」となった。その要因としては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や地方単独事業による耕作放棄地を再生する取組に対する支援や、改正農地法の適切な運用(遊休農地対策の強化)の効果等によるものと考えられる。 ・施策(3)の①(ア)「農地利用集積円滑化事業による集積面積」については、「(調査中)」。 同(イ)「農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率」は、「62%:B(87%)」となった。
	測定指標についての 要因分析 (達成度合が悪い場合 等) 【目標期間終了時点の 総括】	<p>【(1)①(ア)】農用地区域内農地面積の増加 施策(1)の達成目標「①農用地区域内農地面積の確保」の測定指標「(ア)農用地区域内農地面積の増加」については、達成度合が-225%で「C」となった。その要因等としては次のことが考えられる。</p> <p>1 外部要因 東日本大震災からの復興に向けて新たなまちづくり等のための農地転用の需要が発生している状況にある。</p> <p>2 内部要因</p> <p>① 農用地区域への編入及び除外の抑制等 農地の転用等に伴う農用地区域からの除外が0.5万ha発生した一方で、平成21年の農地法等の改正により農用地区域に含めるべき土地の基準を10ha以上(改正前20ha以上)とされたこと等により農用地区域に0.4万haが編入された。</p> <p>② 荒廃した耕作放棄地の発生・再生の推計 荒廃した耕作放棄地については、耕作放棄地の再生が0.9万haあった一方で、1.1万haが発生した。</p> <p>③ その他 都道府県農業振興基本方針の変更、基礎調査の実施に伴う市町村農業振興地域整備計画の見直しによる農用地区域内の農地面積の精査(求積方法の変更、境界の整理)等により、0.8万ha程度の減少となった。</p> <p>3 今後の対応方向 産業競争力会議においても「攻めの農業を進める上で、「農地のフル活用」や「食料自給力の向上」(農地の確保)を目指すことで一致がみられ、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において「農地のフル活用」が農林水産業の競争力を強化するための具体策として位置づけられている。 農地のフル活用に向け、農用地区域内にある再生利用可能な荒廃した耕作放棄地の再生を着実に進めるとともに、10ha以上の集団的な農地の農用地区域への編入を進め、農用地区域からの除外について、農業振興地域の整備に関する法律に基づく基準の適正な運用が図られるよう、指導・助言し、目標の達成に向けた取組をさらに強化する。</p>

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>農地集積は、現場で集落営農や法人化を進めるインセンティブとなっている。現場の目で見ると、地域の農業を背負っていく担い手に補助金や施策を集中させることが必要。ばらまきでは、農業の活性化につながらない。地域をまとめて農業を行っていく人に施策を集中することが本来の制度である。(三谷委員)</p> <p>※平成25年第2回農林水産省政策評価第三者委員会(平成25年7月26日開催)における委員の御意見を掲載しており、それに対する回答及び今後の対応等については、「農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向」にとりまとめ、評価書と同じホームページ上に掲載しています。御参照ください。 (http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/pdf/iken24.pdf)</p>
-----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報</p>	<p>(別紙参照)</p>
---------------------------------------	---------------

<p>評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)</p>	<p>予算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の確保を図るため、引き続き、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備の支援等を継続して要求する。 ・耕作放棄地対策を推進するため、引き続き、荒廃した耕作放棄地を再生利用する農業者等の取組を支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(継続)(0116)」を要求する。 ・農地の面的集積を図る担い手を支援するため、「規模拡大交付金(継続)(0113)」を引き続き要求する。また、担い手が農地をまとめて利用し、規模拡大をしやすくするため、農地の中間受け皿として都道府県段階に農地中間管理機構(仮称)を整備し、同機構にまとめて農地を貸付けた地域及び個人に対する支援として「機構集積協力金交付事業(新規)」を新たに要求する。 ・地域の中心となる経営体への農地集積を推進するため、引き続き、大区画化・汎用化等の農地の整備や農業水利施設の整備を行う「農業競争力強化基盤整備事業(継続)(0128)」を要求する。その際、農地集積を一層推進するため、農地集積要件の引き上げ等の見直し行う。
	<p>税制</p>	<p>—</p>
	<p>その他 (法令、組織、定員等)</p>	<p>—</p>

<p>担当部局名</p>	<p>経営局(農村振興局) 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/農地資源課】</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年7月</p>
--------------	---------------------------------------------------	-----------------	----------------